

「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」の公開について（案）

1 会議について

「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」（以下「研究会」という。）の会議は、非公開とする。

2 会議で使用した資料について

(1) 取扱い

研究会の会議で使用した資料については、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、非公開の会議で使用したもののその他座長が必要と認めるものについては、非公開とする。

(2) 公開の方法

一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。

3 議事要旨について

(1) 取扱い

研究会の会議については、原則として、議事要旨を作成し、公開する。

(2) 公開の方法

一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。